

資料室

[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [教育カリキュラム](#) | [賃金法制基礎講座（その1）](#)[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)[教育カリキュラム](#)[日本国憲法](#)

賃金法制基礎講座（その1）

労働者の時間外労働・休日労働・深夜業に対して使用者は割増賃金を支払うことが義務づけられています。労基法第37条に定められているこの割増率は最低基準であるので、使用者はこの割増率を下回る支払いをすることはできませんが、これ以上の割増率を定めることは自由です。

1、通常の（一般的な）割増賃金

- 1日8時間を超える場合の割増率は？
- 休日の場合は？
- 深夜労働の場合の取り扱いは？

2、請負制の場合の割増賃金

- タクシー運転手のような賃金が出来高払いの請負制賃金の場合には、時間外労働の割増などは適用されないのでしょうか？
通常とはどう違うのでしょうか。

3、年俸制の割増賃金

- 労働者個々との年間賃金を契約する制度です。年間の成果によって決定しますから、労働時間との関係性は無いようにも思えますが・・・？

4、定額払いの割増賃金

- 現実の労働時間の長短に関わらずいわゆる“みなし”で賃金が支払われています。
セールスマンなどに多く見られる制度ですが、労使トラブルがよく発生します。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.